

## A-1 利用者の尊重と権利擁護

### A-1-(1) 終末期ケア

#### A-1-(1)-① 終末期ケアに対応している。

##### 【判断基準】

- a) 終末期ケアに対応しており、かつ、終末期の精神的ケアにも取り組んでいる。
- b) 終末期ケアに対応している。
- c) 終末期ケアに対応していない。

##### 評価基準の考え方と評価のポイント

- 介護老人福祉施設での重要な課題である終末期ケアについて評価します。
- 一般的な終末期ケアについての取組の有無と、さらに、終末期における精神的ケアについての取組の有無を評価します。

##### 評価の着眼点

- 終末期のケアについて利用者・家族・かかりつけ医・職員等であらかじめ対応を確認している。
- 終末期のケアについてのマニュアルがあり、それに基づき研修を行っている。
- 終末期における精神的ケアを記載したマニュアルがあり、それに基づき研修を行っている。

##### 【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

## A-1-(2) 認知症支援

### A-1-(2)-① 認知症高齢者への支援に取り組んでいる。

#### 【判断基準】

- a) 認知症高齢者への支援に取り組んでいる。
- b) 認知症高齢者への支援に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 認知症高齢者への支援に取り組んでいない。

#### 評価基準の考え方と評価のポイント

○認知症高齢者への支援について、次の3つのポイントから評価します。

- 1) 行動障害のある認知症高齢者への支援に取り組んでいるか。
- 2) 身体機能・精神機能の維持・改善に取り組んでいるか。
- 3) 少人数の環境づくりに取り組んでいるか。

○本項目では、このうちの1)と2)の取組について確認します。

○評価は、マニュアルや研修の記録を調べるとともに、事業所や職員に対するヒアリング又はアンケートにより確認します。

#### 評価の着眼点

- 行動障害のある認知症高齢者の個別対応や配慮事項を記載したケアマニュアルがある。
- 行動障害のある認知症高齢者についての研修を行い、専門的理解を深めている。
- 認知症高齢者の身体機能・精神機能の維持・改善についての対応や配慮事項を記載したケアマニュアルがある。
- 認知症高齢者の身体機能・精神機能の維持・改善ケアに取り組んでいる。

#### 【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

A-1-(2)-② 認知症高齢者のための少人数の環境づくりに取り組んでいる。

**【判断基準】**

- a) 認知症高齢者のための少人数の環境づくりに取り組んでいる。
- b) 認知症高齢者のための少人数の環境づくりに取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 認知症高齢者のための少人数の環境づくりに取り組んでいない。

**評価基準の考え方と評価のポイント**

○認知症高齢者への支援について、次の3つのポイントから評価します。

- 1) 行動障害のある認知症高齢者への支援に取り組んでいるか。
- 2) 身体機能・精神機能の維持・改善に取り組んでいるか。
- 3) 少人数の環境づくりに取り組んでいるか。

○本項目では、このうちの3)の取組について確認します。

○評価は、マニュアルや研修の記録を調べるとともに、施設見学やヒアリングの結果も踏まえて確認します。

**評価の着眼点**

- 認知症高齢者のための少人数の環境づくり取り組んでいる。
- 認知症高齢者のための少人数ケアに取り組んでいる。

**【施設記入欄】**

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

### A-1-(3) 身体拘束廃止への取組

#### A-1-(3)-① 身体拘束廃止への取組を行っている。

##### 【判断基準】

- a) 身体拘束廃止のための取組が行われている。
- b) 身体拘束廃止のための取組が行われているが、十分ではない。
- c) 身体拘束廃止のための取組が行われていない。

##### 評価基準の考え方と評価のポイント

○身体拘束廃止のための取組について次のポイントから評価します。

- 1) 方針が明文化されているか。
- 2) やむを得ず拘束を継続する場合は必要性について十分な検討がなされているか。

○本項目では、取組の有無を、聞き取りや記録によって評価します。

##### 評価の着眼点

- 身体拘束廃止の取組についての、施設の理念・方針に明文化されている。
- 拘束や抑制をしなければならない場合は、継続の必要性について十分な検討がなされており、かつ、その理由・経過についての記録している。
- 拘束や抑制しなければならない場合であっても、職員の接触時間を長く取り情緒的な安定が得られる、又はできる限り見守り拘束時間を限定するなどの取組をしている。

##### 【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

A-1-(4) 権利侵害の防止

A-1-(4)-① 日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)や成年後見制度の活用を推進している。

【判断基準】

- a) 日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)や成年後見制度の活用が推進されている。
- b) 日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)や成年後見制度の活用が推進されているが、十分ではない。
- c) 日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)や成年後見制度の活用が推進されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○日常生活自立支援事業や成年後見制度は、権利侵害を防ぐための具体的な手段であり、必要に応じて活用することが望めます。このための取組について次のポイントから評価します。

1) これらの活用や理解を推進しているか。

○本項目では、取組の有無を、聞き取りや記録によって評価します。

評価の着眼点

- 利用者や家族向けに権利擁護に関する理解を深める取組を行っている。
- 日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用や理解の取組を行っている。
- 権利擁護機関や相談機関等との連携を行っている。

【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

## A-2 日常生活支援

### A-2-(1) 入浴

A-2-(1)-① 入浴は、利用者の状態に応じて柔軟に実施できる仕組みがある。

#### 【判断基準】

- a) 入浴について、利用者の状態に応じて柔軟に実施できる仕組みがある。
- b) 入浴について、利用者の状態に応じて柔軟に実施できる仕組みがあるが、十分ではない。
- c) 入浴について、利用者の状態に応じて柔軟に実施できる仕組みがない。

#### 評価基準の考え方と評価のポイント

○入浴サービスの実施にあたっては、利用者の状態に応じて柔軟に実施できる仕組みがあるか、次の3つのポイントから評価します。

- 1) 入浴は、利用者の個人的事情(体調、障害の程度など)に配慮して行われているか。
- 2) 入浴は、利用者の希望に添って行われているか。
- 3) 浴室・脱衣場等の環境は適切か。

○本項目では、このうちの1)と2)の取組について確認します。

○本項目では、取組の有無を、聞き取りや記録、施設見学等によって評価します。

#### 評価の着眼点

- 安全やプライバシーの保護も含めて、入浴介助や支援・助言方法についてマニュアルが用意されている。
- 一人ひとりについて入浴前後のバイタルチェックを行っており、入浴介助の際にも利用されている。
- 利用者の希望の入浴方法(一般浴、特殊浴槽、リフト浴など)、入浴時間帯、週間回数を確認している。
- 設定された入浴時間のほかに、失禁や汗をかいた場合等利用者の希望により入浴やシャワー浴が可能である。

#### 【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

A-2-(1)-② 浴室・脱衣場等の環境は適切である。

**【判断基準】**

- a) 浴室・脱衣場等の環境を適切なものとする仕組みがある。
- b) 浴室・脱衣場等の環境を適切なものとする仕組みがあるが、十分ではない。
- c) 浴室・脱衣場等の環境を適切なものとする仕組みがない。

**評価基準の考え方と評価のポイント**

○入浴サービスの実施にあたっては、利用者の状態に応じて柔軟に実施できる仕組みがあるか、次の3つのポイントから評価します。

- 1) 入浴は、利用者の個人的事情(体調、障害の程度など)に配慮して行われているか。
- 2) 入浴は、利用者の希望に添って行われているか。
- 3) 浴室・脱衣場等の環境は適切か。

○本項目では、このうちの3)の取組について確認します。

○本項目では、取組の有無を、聞き取りや記録、施設見学等によって評価します。

**評価の着眼点**

- 浴室や脱衣場は、プライバシーを保護する構造・設備上の工夫又は保護する環境を確保するための工夫が行われている。
- 浴室・脱衣場の設備や入浴に関する福祉用品の検討等入浴環境の向上に関する検討を行っている。
- 脱衣場の冷暖房設備は、気候や利用者の身体的状態に応じて調節できる。

**【施設記入欄】**

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

## A-2-(2) 排泄

### A-2-(2)-① 排泄介助の手順が確立し、排泄の自立のための支援がなされている。

#### 【判断基準】

- a) 排泄介助の手順の確立と自立支援に向けた仕組みに沿った取組がある。
- b) 排泄介助の手順の確立と自立支援に向けた仕組みがあるが、十分ではない。
- c) 排泄介助の手順の確立と自立支援に向けた仕組みがない。

#### 評価基準の考え方と評価のポイント

○排泄介助サービスの実施にあたっては、快適な排泄のための取組について、次の3つのポイントから評価します。

- 1) 排泄介助のための手順が確立されているか。
- 2) 排泄の自立のための支援はなされているか。
- 3) トイレの環境は適切か。

○本項目では、このうちの1)2)について確認します。

○本項目では、取組の有無を、聞き取りや記録、施設見学等によって評価します。

#### 評価の着眼点

- 排泄介助のマニュアル(安全、プライバシー、便意・尿意・失禁への対応を含む)が用意されている。
- 排泄介助に際して、利用者の健康状態や注意事項について、個別チェックリスト等を活用している。
- 利用者個々のケアの方法や声かけなどの対応を検討するなど、排泄自立支援に取り組んでいる。
- 排泄介助の結果は所定の様式により記録され、健康管理や排泄自立支援に活用されている。

#### 【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

A-2-(2)-② 排泄環境は適切である。

**【判断基準】**

- a) 排泄環境が快適である。
- b) 排泄環境に一定の配慮がある。
- c) 排泄環境への配慮が不足している。

**評価基準の考え方と評価のポイント**

○排泄介助サービスの実施にあたっては、快適な排泄のための取組について、次の3つのポイントから評価します。

- 1) 排泄介助のための手順が確立されているか。
- 2) 排泄の自立のための支援はなされているか。
- 3) 排泄の環境は適切か。

○本項目では、このうちの3)の取組について確認します。

○本項目では、取組の有無を、聞き取りや記録、施設見学等によって評価します。

**評価の着眼点**

- トイレ環境(安全、プライバシー、衛生や防臭)の点検・改善のための検討を定期的に行っている。
- 排泄介助における羞恥心への配慮を行っている。
- 排泄用具(おむつ、移動式便器、集尿器、採尿器、ストマ用具等)の使用法について、衛生や防臭を考慮したマニュアルが用意されている。

**【施設記入欄】**

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

## A-2-(3) 食事

A-2-(3)-① 食事は利用者の要望や状態に応じて選択できるよう対応している。

### 【判断基準】

- a) 食事は利用者の要望や状態に応じて選択できるよう対応している。
- b) 食事は利用者の要望や状態に応じて選択できるよう対応しているが、十分ではない。
- c) 食事は利用者の要望や状態に応じて選択できるよう対応していない。

### 評価基準の考え方と評価のポイント

○食事サービスの実施にあたっては、美味しく楽しい食事のための取組について、次の2つのポイントから評価します。

- 1) 選択のための手順が確立されているか。
- 2) 美味しく楽しい食事のための調査検討はなされているか。

○本項目では、このうちの1)の取組について確認します。

○本項目では、取組の有無を、聞き取りや記録、施設見学等によって評価します。

### 評価の着眼点

- 個人の身体状況等にあわせ、利用者自身のペースで食事できるよう、食事時間、食器や自助具など工夫している。
- 週に1回以上、副食又は主食を選択もしくはバイキング形式の食事を取り入れており、献立表などにより利用者に周知されている。
- 自立支援に影響のない範囲で希望により居室で食事を摂ることができる。
- 利用者の体調や身体状況により、必要に応じて個別の食事を用意している。

### 【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

A-2-(3)-② 美味しく楽しい食事のための調査検討がなされている。

**【判断基準】**

- a) 美味しく楽しい食事のための調査検討がなされている。
- b) 美味しく楽しい食事のための調査検討がなされているが、十分ではない。
- c) 美味しく楽しい食事のための調査検討がなされていない。

**評価基準の考え方と評価のポイント**

○ 食事サービスの実施にあたっては、美味しく楽しい食事のための取組について、次の2つのポイントから評価します。

- 1) 選択のための手順が確立されているか。
- 2) 美味しく楽しい食事のための調査検討はなされているか。

○ 本項目では、このうちの2)の取組について確認します。

○ 本項目では、取組の有無を、聞き取りや記録等によって評価します。

**評価の着眼点**

- 定期的に嗜好調査又は残菜調査を行うなど、食事サービスの検討を行っている。
- 嗜好調査や残菜調査、検討会議の結果を献立に反映している。
- サービス実施計画等において、①栄養量、②食事形態、③水分補給、④介助の方法等、利用者の状態に応じた留意点や支援の内容が明記されている。

**【施設記入欄】**

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

## A-2-(4) 健康管理

### A-2-(4)-① 利用者の健康を維持するための支援をしている。

#### 【判断基準】

- a) 利用者の健康を維持するための支援の仕組みが整備されており、かつ、支援が行われている。
- b) 利用者の健康を維持するための支援の仕組みが整備されている。
- c) 利用者の健康を維持するための支援の仕組みが整備されていない。

#### ◆評価のポイント

○健康管理については、利用者の健康を維持するための支援と、救急対応(利用者の発作やけがなど)のための取組について次のポイントから評価します。

- 1) 日常の健康管理は適切か。
- 2) 服薬管理を行っているか。
- 3) 救急事例に対応できる体制を整えているか。

○本項目では、取組の有無を、聞き取りや記録によって評価します。

#### 評価の着眼点

- 日常の健康を管理し、健康を維持するための支援を組織的に取り組んでいる。
- 利用者の体調変化に対応できる体制を整えている。
- 誤薬を防ぐための取組を行っている。
- 救急事例が発生したときに、迅速活適切な医療が受けられるよう体制を整えている。

#### 【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

## A-2-(5) 衣服

### A-2-(5)-① 衣服の着替えと選択について支援している。

#### 【判断基準】

- a) 衣類の着替えと選択について総合的な支援がなされている。
- b) 衣類の着替えと選択について一定の支援がなされている。
- c) 衣類の着替えと選択について支援がなされていない。

#### 評価基準の考え方と評価のポイント

○衣服については、利用者の主体性の尊重と日常生活の継続性という観点にたつて、次の3つのポイントから評価します。

- 1) 利用者の個性や好みを尊重し、身だしなみについて支援しているか。
- 2) 着替えを支援しているか。

○本項目では、取組の有無を、聞き取りや記録を中心に、利用者調査の結果も参考にして評価します。

#### 評価の着眼点

- 毎日の着衣の選択は利用者の意思を尊重している。
- 服装の購入の際には利用者の好みの色などの希望を尊重している。
- 衣類を毎日、起床時と就寝時に着替える支援をしている。
- 理美容の機会について配慮している。
- 介助に頼らず自ら着替えをしたいという希望のある利用者に対しては、その意思を尊重して対応している。

#### 【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

A-2-(6) 居室・生活環境

A-2-(6)-① 居室についてその人の生活習慣を尊重した雰囲気づくりを支援している。

【判断基準】

- a) 居室について、その人の生活習慣を尊重した雰囲気づくりについて総合的な支援がなされている。
- b) 居室について、その人の生活習慣を尊重した雰囲気づくりについて一定の支援がなされている。
- c) 居室について、その人の生活習慣を尊重した雰囲気づくりについての支援がなされていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 居室については、利用者の主体性の尊重と日常生活の継続性という観点にたつて、その人の生活習慣を尊重した雰囲気づくりを支援しているかどうかを評価します。
- 本項目では、取組の有無を、施設見学や利用者調査の結果も参考にして評価します。

評価の着眼点

- 個室でない居室については、仕切り等をしている。
- 居室内に、自己保有の絵や写真等を飾ることができるスペースを設けている。
- 各人が個別に見ることができるテレビがある。
- 入所前の生活環境を把握し、継続した環境づくりを行っている。

【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

A-2-(7) 寝たきり・褥瘡予防

A-2-(7)-① 寝たきり・褥瘡予防対策を実施している。

【判断基準】

- a) 寝たきり・褥瘡予防対策がなされている。
- b) 寝たきり・褥瘡予防対策がなされているが、十分ではない。
- c) 寝たきり・褥瘡予防対策がなされていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 健康状態に問題がない限り、寝たきり防止の取組は、日中活動の充実により1日の生活の中にメリハリを着くなど寝食分離の効果が期待されます。
- また、寝たきりの利用者に対して行う体位交換は、褥瘡予防としての身体的利点のみならず、精神的な効果も期待されます。身体面、精神面からのQOL向上の取組としての寝たきり予防・褥瘡予防としての取組を評価します。
- 本項目では、取組の有無を、施設見学や利用者調査の結果も参考にして評価します。

評価の着眼点

- 安静が必要な利用者を除き、食事はベッド以外の場所でとれるよう取り組んでいる。
- 利用者の日中の過ごし方に配慮している。
- 褥瘡予防マニュアルが用意されている。
- 体位交換表があり、体位交換の記録がなされている。
- サービス実施計画等において、利用者の状態に応じた褥瘡防止の留意点や支援の内容が明示されている。

【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

A-2-(8) 口腔ケア

A-2-(8)-① 口腔ケア対策を実施している。

【判断基準】

- a) 口腔ケア対策がなされている。
- b) 口腔ケア対策がなされているが、十分ではない。
- c) 口腔ケア対策がなされていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○口腔ケアについては、マニュアルの存在を前提に、口腔ケア記録票などの記録から、口腔ケア対策が実施されているかどうかを評価します。

○本項目では、取組の有無を、記録や利用者調査の結果も参考にして評価します。

評価の着眼点

- 口腔ケアマニュアルが用意されており、口腔ケアを毎日の標準的なサービスとして実施されている。
- 口腔ケア記録票があり、口腔ケア実施の記録がなされている。
- 歯科医師又は歯科衛生士から、歯磨き・歯磨き介助・歯肉マッサージ等の方法やその他の口腔衛生について、定期的に指導を受けている。

【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

A-2-(9) 機能訓練

A-2-(9)-① 機能訓練を計画的に行っている。

【判断基準】

- a) 機能訓練が計画的になされている。
- b) 機能訓練が計画的になされているが、十分ではない。
- c) 機能訓練が計画的になされていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 機能訓練(リハビリテーション)については、計画書の存在を前提に、実施記録などから、機能訓練が計画的にかつ実施されているかどうかを評価します。
- 本項目では、取組の有無を、記録や施設見学、利用者調査の結果も参考にして評価します。

評価の着眼点

- リハビリテーション計画書などの個々の利用者の機能訓練に関する計画書があり、機能訓練は計画書に基づいて計画的に実施されている。
- リハビリテーション支援を担当する専従職員(専任の機能訓練指導員)と介護職員等が連携して機能訓練を行っている。
- 日常生活の中で機能訓練を実施している。
- サービス実施計画等において、利用者の状態に応じた機能訓練の留意点や支援の内容が明示されている。

【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

A-2-(10) 趣味・生きがい

A-2-(10)-① 利用者それぞれの趣味・生きがいを反映させる場面を作っている。

**【判断基準】**

- a) 利用者の趣味・生きがいを反映させる場面を作る取組がなされている。
- b) 利用者の趣味・生きがいを反映させる場面を作る取組がなされているが、十分ではない。
- c) 利用者の趣味・生きがいを反映させる場面を作る取組がなされていない。

**評価基準の考え方と評価のポイント**

○趣味、生きがいについては、利用者尊重の立場から、利用者の自己実現を支援する取組が求められます。実施記録などから、利用者の趣味・生きがいを施設の活動に反映させるための情報収集が行われ、かつ実施されているかどうかを評価します。

○本項目では、取組の有無を、記録や利用者調査の結果も参考にして評価します。

**評価の着眼点**

- 余暇・レクリエーション・クラブ活動などについて、利用者の意向を把握している。
- 利用者の希望や特性を考慮し、余暇・レクリエーション・クラブ活動を計画している。
- 利用者自身が余暇・レクリエーション・クラブ活動に主体的に参加・活動できるよう支援している。
- 利用者一人ひとりの価値観や生活習慣を配慮した支援を行っている。

**【施設記入欄】**

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

A-2-(11) 自立支援

A-2-(11)-① 自立支援に積極的に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 自立支援のための積極的な取組がなされている。
- b) 自立支援のための取組がなされているが、十分ではない。
- c) 自立支援のための積極的な取組がなされていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○自立支援については、次の2つのポイントから評価します。

- 1) 利用者の意欲や意思を尊重しているか。
- 2) 自立を促す支援を行うための環境や体制が整っているか。

○本項目では、取組の有無を、施設見学や利用者調査の結果も参考にして評価します。

評価の着眼点

- 利用者の希望や状態に応じた自立支援を行っている。
- 介護マニュアルなどに基づき、利用者の潜在的能力を把握している。
- さまざまな職員が連携して利用者の自立支援を行っている。
- 残存能力を維持し、自立を促すために、利用者一人ひとりに応じた介護機器等の見直しや検討が適切に行われている。

【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

A-2-(12) 家族との連携

A-2-(12)-① 家族との連携・交流を適切に支援している。

【判断基準】

- a) 家族との連携・交流のための積極的な取組がなされている。
- b) 家族との連携・交流のための取組がなされているが、十分ではない。
- c) 家族との連携・交流のための積極的な取組がなされていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○ 家族との連携・交流については、次の2つのポイントから評価します。

- 1) 家族への情報開示や広報が適切に行われているか。
- 2) 連携・交流を可能にするための具体的な会議や施設が設けられているか。

○ 本項目では、取組の有無を、施設見学や利用者調査の結果も参考にして評価します。

評価の着眼点

- 利用者の様子や状況を定期的に家族に知らせている。
- 家族が参加できる施設の行事等を実施し、利用者と家族、職員が交流す機会を設けている。
- 家族懇談会等で職員と家族の連携・交流の場を設けている。

【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

A-2-(13) 外出・外泊

A-2-(13)-① 利用者の外出・外泊を適切に支援している。

【判断基準】

- a) 外出・外泊を支援するための積極的な取組がなされている。
- b) 外出・外泊を支援するための取組がなされているが、十分ではない。
- c) 外出・外泊を支援するための積極的な取組がなされていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○利用者の外出・外泊については、次の2つのポイントから評価します。

- 1) 外出・外泊について利用者の希望に応じる仕組みがあることを明示しているか。
- 2) 利用者の希望に応じることを可能とする体制となっているか。

○本項目では、取組の有無を、利用者調査の結果も参考にして評価します。

評価の着眼点

- 利用者の状況に応じ、定期的に利用者が外出する機会を設けている。
- 必要なときには、職員・ガイドヘルパー・地域のボランティア等からの介助や支援・助言を受けられる体制が整っている。
- 外出に伴う安全確保や不測の事態に備えて、利用者に必要な事前説明を行うとともに、連絡先を明示したカード等を準備し、利用している。
- 外出・外泊は、施設側の都合で決めるのではなく、利用者及び家族の立場に立って、担当職員がその調整を行うようにしている。

【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

### A-3 リスク管理・安全の確保

#### A-3-(1) 介護事故対策

##### A-3-(1)-① 介護事故への対応に配慮している。

###### 【判断基準】

- a) 介護事故への対応についての配慮がある。
- b) 介護事故への対応についての配慮があるが、十分ではない。
- c) 介護事故への対応についての配慮がなされていない。

#### 評価基準の考え方と評価のポイント

○介護事故への対応のための取組について次のポイントから評価します。

- 1) 介護事故発生を想定した対応策を定めているか。
- 2) 損害賠償が生じた場合の資力を確保する取組がなされているか。

○本項目では、取組の有無を、聞き取りや記録によって評価します。

#### 評価の着眼点

- 介護事故発生時に適切な事故対応を行うマニュアルが明文化され、職員に周知されている。
- 事故発生時を想定し、どのような内容を誰に、どの時期に知らせるかなどの対応方法を明文化している。
- 事故予防のためどのような対策を講じていたかや、事故発生時にどのように対応したかを家族等に伝えている。
- 損害賠償責任保険に加入するなど、損害賠償が生じた場合の資力を確保する手段を講じている。

#### 【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	